

(3) 令和 4 年度から令和 7 年度期の市民参画に関する取組の総括について

今年度は前回(令和 4 年度)の条例検討から 4 年目にあたることから、令和 4 年度から令和 7 年度における条例に基づく取組を総括し、条例の見直しや変更の必要性について検証する。

1 これまでの経過・結果

(1) 条例制定(平成 19 年度)

平成 19 年 4 月 1 日に「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」を施行。条例第 15 条では、4 年を超えない期間ごとに、条例についての検討を行い、その結果に基づいて必要な改正を行うこととしています。

(2) 平成 30 年度、令和 4 年度における条例改正の検討について

「新発田市市民参画評価総括会議」を開催し、「条例改正は行わない」こととしました。

2 市民参画と協働 取組状況

(1) これまでの条例推進の取組状況

新発田市では、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」で基本目標「市民活動・行政活動」のうち、施策に「市民参画と協働」を掲げ、条例推進を図っています。

(2) 市民参画取組状況について

市民参画を行った事業者数の約半数は市民参画が義務づけられていない事業であることから、庁内で市民参画と協働の意識が定着していることがわかります。

	R 4	R 5	R 6	R 7
市民参画を行った事業者数	6 4 件	7 5 件	7 0 件	6 5 件
上記のうち市民参画が義務付けられていない事業	3 5 件	3 8 件	3 3 件	3 5 件

(3) 市民参画に関するパブリックコメント結果について

令和 4 年度から令和 7 年度まで、市民参画に関する取組の総括に対する意見はなく、その他の意見として、各課の事業に対する要望や意見が提出されています。

	R 4	R 5	R 6	R 7
前年度の市民参画に関する取組の総括に対する意見	0 件	0 件	0 件	0 件
その他の意見	0 件	2 件	1 件	0 件

3 評価総括及び条例改正について

条例第7条（市民参画と協働の対象）では、市の基本構想・基本計画の策定など重要施策・重要事業など市民参画を求めなければならない施策・事業を規程しており、それ以外の自主的に市民参画と協働の手法を用いている施策・事業は、令和4年度から令和7年度にかけて全体の半数を占めており、庁内で「市民参画と協働の意識」が定着していることがうかがえます。

また、毎年度、市民参画に関する取組の総括を実施しておりますが、条例の改正を求める意見はなく、自治会連合会などの関係団体との意見交換においても、条例改正を求める意見はありませんでした。このことから、今回は「条例改正を行わない」こととし、引き続き条例の趣旨や目的に基づき、市民協働を推進に取り組んでいきます。

4 条例改正に向けた検討

今後、人口減少、少子高齢化等により、行政だけでは地域社会の維持、地域の課題に対応することが難しくなることが予想される中で、令和6年には地方自治法が一部改正され、「指定地域共同活動団体（※）」制度が創設されました。これは地域の課題解決や生活サービスの維持のために活動する住民団体やNPOなどを、市町村長が「指定地域共同活動団体」として指定し、その活動を支援できる制度であり、自治会、地域運営組織、NPO、企業などの多様な主体が連携して地域を支える仕組みを法的に位置づけたものです。

まちづくりや住民サービスを維持するために必要な「人・モノ・カネ・情報」が少子高齢化や人口減少により不足する中で、市民が快適で安全な暮らしができるサービスの提供や地域課題の解決のため、地域の実情に応じて地域社会の多様な主体が参画し、連携・共同する枠組みを行政が構築し、その活動を下支えする取組が重要となってきました。

「指定地域共同活動団体」制度を活用するかどうか、また、どのような内容にするかについても、各自治体の裁量に委ねられており、各自治体の実情に応じた運用が求められています。制度の活用にあたっては、条例の制定が必要となることから、まずは制度内容の精査、対象事務の実施状況、地域の実情や関連団体の活動状況等を踏まえ、制度の必要性や活用の是非、適用範囲、課題等を十分に検討、検証していきます。

※「指定地域共同活動団体」制度の詳細については別紙を参照ください。